

外来の無脊椎動物（昆虫類以外）の特徴と選定に際しての留意点（案）

1 特徴

外来の無脊椎動物には、食用、餌、観賞用などの目的で利用され意図的に我が国に持ち込まれているものがあるが、非意図的に物資等に随伴して持ち込まれているものも多い。

これまで、農林水産業被害を及ぼす無脊椎動物については、植物防疫法等により規制や防除が実施されてきているが、農林水産業被害が定かでないものについては特段の対処はされていない。

無脊椎動物には、多くの分類群が含まれているが、分類に関する知見は全般的に限られており、これまでに我が国に持ち込まれた外来無脊椎動物の種類的全貌は明らかでない。野外での確認事例は増加しているが、定着の状況は不明なものが多い。

食用、餌、鑑賞用などに利用されているものがあるが、その流通量等の把握は困難なものが多い。

全般的には知見が十分ではない状況にあるが、例えば、猛毒を有するクモやサソリなど、早急に規制を検討する必要があるものが含まれている。

2 選定作業を進める際の留意点

植物防疫法等で対処される無脊椎動物については、基本方針に基づき、選定の対象外とする。

バラスト水に含まれて非意図的に導入される無脊椎動物については、基本方針に基づき、防除等の必要性について検討する。

来春の法施行までの限られた期間で第1陣の選定作業を実施する必要があることから、既存の科学的知見を最大限活用することとともに、法の趣旨及び執行体制を勘案し、指定による法規制の効果を十分に検討することとする。

科学的知見が十分ではないとされるものについても、生態系等に被害を及ぼすことが否定できないものとして引き続き科学的知見の充実に努める必要のある生物としての扱いを検討するものとする。また、利用の状況についても情報把握に努めるものとする。

その生息環境の違いに着目すれば、大きく、海産性、陸水性、陸上性の3つに区別して捉えられることから、この区別を念頭に、生態系保全の観点から影響を評価する仕組みをどのように構築するか検討を行う。